

義務教育学校等の設置に関する検討報告書（案）

令和5年2月

大東市・大東市教育委員会

目次

第1章	「義務教育学校」等の制度と全国・大阪府の状況について	P.1
第1節	小中一貫教育の必要性等の背景について	P.1
第2節	「義務教育学校」に関する法令について	P.2
第3節	「義務教育学校」・「併設型小中学校」・「連携型小中学校」の比較について	P.3
第4節	全国・大阪府の「義務教育学校」設置状況について	P.3
第2章	「義務教育学校」等を検討するにあたっての大東市の状況と課題について	P.4
第1節	各小学校・中学校の校区について	P.4
第2節	各小学校・中学校の児童数・生徒数の推移について	P.6
第3節	各小学校・中学校の校舎老朽化の状況について	P.9
第4節	これまで取り組んできた小中一貫教育の状況(成果と課題)について	P.11
第5節	「義務教育学校」等を検討するにあたって取り上げるべき背景について	P.12
第3章	「義務教育学校」等を検討するにあたっての大東市の基本的な考え方について	P.13
第4章	(仮称)「北条義務教育学校」の概括シミュレーションについて	P.14
第1節	(仮称)北条義務教育学校の児童数・生徒数について	P.14
第2節	(仮称)北条義務教育学校の教育公務員等の数について	P.15
第3節	(仮称)北条義務教育学校の場所と施設規模等について	P.16
第4節	(仮称)北条義務教育学校の概算整備費用について	P.19
第5節	(仮称)北条義務教育学校における新しい教育課程の導入可能性について	P.24
第6節	(仮称)北条義務教育学校の創設にあたっての重要な課題について	P.26
参考	「義務教育学校」等の検討のすすめ方(今後のスケジュール)について	P.31

この報告書は、「義務教育学校」(小中一貫校)の創設に対して、議論をすすめるためのたたき案として策定したものであり、大東市・大東市教育委員会の行政計画として定めたものではありません。

第1章 「義務教育学校」等の制度と全国・大阪府の状況について

第1節 小中一貫教育の必要性等の背景について

- ・平成17年の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、現代の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿が示され、平成18年の『教育基本法』の全部改正では、義務教育の目的が定められ、翌平成19年の『学校教育法』の一部改正では、小・中学校共通の義務教育の目標規定が新設された。
- ・文部科学省が示す学習指導要領（平成20年告示）では、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられ、各教科書発行者においても小・中学校の連携を強化する観点から様々な工夫が講じられてきているところである。
- ・これまでの小学校教育・中学校教育においては、例えば、「小学校教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業する15歳の姿、進路選択を行う時の姿をイメージした教育活動を行えているか」、「中学校教員は、小学校の各学年・発達段階で何を学び、何を課題として今の子どもたちの姿があるのかを把握したうえで指導できているか」等の観点が十分に抑えられていたかが課題として挙げられてきた。
- ・平成27年の『学校教育法』の一部改正（平成28年4月施行）では、小中一貫教育の制度化が行われ、小中一貫教育を行うことで義務教育全体の質の向上が期待される、と制度化の目的が示された。
- ・また、平成29年の学習指導要領の改定では、社会に開かれた教育課程の実現が求められており、引き続き「生きる力」を育むための下支えとなる確かな学力・豊かな心・健やかな体等を育成するとともに、授業実践においては「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（質の向上）の必要性が唱えられている。
- ・さらに、道徳の教科化や、小学校外国語科・プログラミング教育の導入等、現学習指導要領においては、これからのグローバル社会、予測困難かつ正解のない状況に直面する社会に生きる子どもたち、そして学校が抱える課題の多様化・複雑化により「一人ひとりの教員の努力や学年単位での努力、学校単位での努力だけでは十分な対応が困難である」という認識も全国的に広がりつつあり、社会総がかり・地域総がかりで教育活動を展開することが必要となっている。
- ・9年間のカリキュラムや「子どもの育ちの連続性」の把握や対応は、ますます重要性を増してきており、学習指導や生徒指導において、小・中学校が協力し、責任を共有して目的を達成するという観点から、双方の教員が義務教育9年間の全体像、めざす子ども像を把握し、系統性・連続性に配慮した一貫した教育が求められている。

第2節 「義務教育学校」に関する法令について

- ・平成27年6月24日に『学校教育法』が改正公布され、「義務教育学校」の章が加わり、平成28年4月1日から施行された。
- ・なお、法律改正時において、「義務教育の9年間の学びを地域ぐるみで支える新たな仕組みとしての義務教育学校となるよう、市町村教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得るための場として、学校運営協議会等の設置及び活用に努めること。」との附帯決議がなされている。【衆議院文部科学委員会決議。参議院文教科学委員会も同様の決議有。】

① 目的

- 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。【学校教育法第49条の2】

② 設置

- 学校は、国(略)、地方公共団体(略)及び私立学校法(略)第三条に規定する学校法人(略)のみが、これを設置することができる。【学校教育法第2条第1項】
- 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる。【学校教育法第38条】
- 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。(略)。【学校教育法第49条】

③ 修業年限

- 義務教育学校の修業年限は、九年とする。【学校教育法第49条の4】
- 義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。【学校教育法第49条の5】

④ 教育課程

- 義務教育学校の前期課程の教育課程については、(略) 文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領(略)の規定を準用する。(略)。【学校教育法施行規則第79条の6第1項】
- 義務教育学校の後期課程の教育課程については、(略) 文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。(略)。【学校教育法施行規則第79条の6第2項】
- 義務教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。【学校教育法施行規則第79条の7】

⑤ 教員免許

- 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、(略)、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭(略)、指導教諭、教諭又は講師となることができる。【教育職員免許法附則第19項】

第3節 「義務教育学校」・「併設型小中学校」・「連携型小中学校」の比較について

	設置者	校長	教職員組織	教員免許
義務教育学校	市町村等	1人	単独	原則 小中両方の免許
併設型小・中学校	市町村等 (同一)	各校1名	複数	所属する 校種の免許
連携型小・中学校	市町村等 (異なる)	各校1名	複数	所属する 校種の免許

第4節 全国・大阪府の「義務教育学校」設置状況について

令和3年度学校基本調査より(国立・私立は除く)

	設置数	施設形態			
		施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他*
全国	145	132	3	8	2
大阪府	7	5	0	2	0
北河内	1	1	0	0	0

*その他とは、施設一体型校舎と施設分離型校舎が併存している場合など

◇大阪府内 7校(6市)

- ・ 池田市 : ほそごう学園
- ・ 守口市 : さつき学園
- ・ 八尾市 : 高安小中学校
- ・ 和泉市 : 南松尾はつが野学園
- ・ 羽曳野市 : はびきの埴生学園
- ・ 東大阪市 : 義務教育学校池島学園、義務教育学校くすは縄手南校(施設分離型)

第2章 「義務教育学校」等を検討するにあたっての 大東市の状況と課題について

第1節 各小学校・中学校の校区について

(1) 校区の現状

- 本市教育委員会では、就学予定者が就学すべき小中学校について指定校区制度を採用し、就学校の指定をする際の判断基準として「通学区域」を設定している。

中学校	小学校	町名
北条中学校	北条小学校	北条、大字北条、学園町、錦町
四条中学校	四条小学校	野崎、寺川、中垣内1～6丁目、 大字龍間、大字野崎、大字寺川、大字中垣内
深野中学校	四条北小学校	北新町、明美の里町、北楠の里町、中楠の里町、 南楠の里町、西楠の里町、津の辺町、南津の辺町
	深野小学校	深野北、深野2～4丁目
	三箇小学校	三箇4～6丁目 ----- 三箇1～3丁目
谷川中学校	(深野小学校)	深野1・5丁目、緑が丘、平野屋新町
	住道北小学校	三住町、幸町、深野南町、谷川、曙町 住道、赤井1丁目、浜町
住道中学校	住道南小学校	大野、末広町、扇町、川中新町、新町、栄和町
	泉小学校	御供田、泉町、平野屋、南新田、中垣内7丁目
南郷中学校	南郷小学校	太子田、赤井2・3丁目、南郷町、氷野4丁目
	氷野小学校	大東町、氷野1～3丁目、御領
諸福中学校	諸福小学校	諸福、新田本町、新田東本町、新田西町、新田中町、 新田境町、新田北町、新田旭町
大東中学校	灰塚小学校	灰塚、朋来、三洋町

(2) 校区の課題

① 学校適正規模の基準を下回る学校が出てきている。

- ・ 学校適正規模の基準の目安となる小学校12クラス以上、中学校9クラス以上を踏まえ、適正規模を満たしていない学校が出てきている。
- ・ 令和4年度においては、小学校は2校（北条小・住道北小）、中学校は3校（四条中・北条中・大東中）が学校適正規模を満たしていない。
- ・ なお、北条小と住道北小は1クラス編成の学年が発生している。

② 小学校から中学校への進学先が異なる。

- ・ 本市立小学校12校のうち、三箇小・住道北小・深野小の3校については小学校から中学校への進学先が異なる地区がある。
- ・ 小学校教育から中学校教育への円滑な移行が出来ず、小中間の壁や中1ギャップと呼ばれる問題が指摘される中で、小学校から中学校への進学については同じ校区割りが望ましいとされる。

③ 自治区を分断する校区がある。

- ・ 従来から中学校校区により自治会の分断となっている地区の存在が課題となっており、これまでも地域等から課題解消を望む一定の要望があったところ。
- ・ 以上のように、現行校区の課題としては、大きく3点の課題が指摘されている状況である。
- ・ 今後において更に児童・生徒数が減少していくことを踏まえ、現実的な学校運営の在り方として、何を最優先課題に据えて、どのような目的で解消をめざすのかを検討していかなければならない状況である。

第2節 各小学校・中学校の児童数・生徒数の推移について

(1) これまでの児童数・生徒数の推移

- 本市の公立小・中学校の児童数・生徒数は、近年、少子高齢化の進行に伴って減少傾向が続いている。

【児童数・生徒数の推移】

*各年5月1日現在

年次	小学校					中学校				
	学校数	学級数	児童数計	男子児童	女子児童	学校数	学級数	生徒数計	男子生徒	女子生徒
平成22年	15	286	7,487	3,842	3,645	8	111	3,535	1,855	1,680
平成23年	14	280	7,236	3,695	3,541	8	121	3,637	1,889	1,748
平成24年	13	274	6,913	3,469	3,444	8	122	3,656	1,883	1,773
平成25年	12	270	6,741	3,393	3,348	8	120	3,544	1,825	1,719
平成26年	12	267	6,555	3,333	3,222	8	119	3,458	1,768	1,690
平成27年	12	259	6,351	3,181	3,170	8	117	3,332	1,687	1,645
平成28年	12	259	6,223	3,154	3,069	8	117	3,176	1,615	1,561
平成29年	12	261	6,109	3,108	3,001	8	114	2,991	1,495	1,496
平成30年	12	255	5,994	3,065	2,929	8	112	2,861	1,414	1,447
令和元年	12	252	5,798	2,957	2,841	8	110	2,864	1,437	1,427
令和2年	12	249	5,577	2,842	2,735	8	115	2,850	1,455	1,395

【各中学校の生徒数（過去3年）】

(各年度5月1日現在)

学校名	項目	R2年度				R3年度				R4年度			
		計	3年	2年	1年	計	3年	2年	1年	計	3年	2年	1年
諸福中	生徒数	357	100	115	142	372	113	141	118	395	143	120	132
	学級数	10	3	3	4	10	3	4	3	11	4	3	4
四条中	生徒数	238	66	76	96	239	75	96	68	242	94	66	82
	学級数	7	2	2	3	7	2	3	2	8	3	2	3
北条中	生徒数	173	56	51	66	176	51	66	59	171	66	59	46
	学級数	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2
大東中	生徒数	228	78	73	77	225	73	77	75	221	76	74	71
	学級数	6	2	2	2	6	2	2	2	6	2	2	2
谷川中	生徒数	369	115	132	122	372	131	119	122	337	116	123	98
	学級数	12	4	4	4	11	4	3	4	9	3	3	3
南郷中	生徒数	590	189	219	182	591	221	184	186	525	186	186	153
	学級数	16	5	6	5	16	6	5	5	14	5	5	4
住道中	生徒数	436	153	143	140	422	141	141	140	434	144	142	148
	学級数	12	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	4
深野中	生徒数	459	151	163	145	442	164	144	134	410	143	135	132
	学級数	12	4	4	4	12	4	4	4	12	4	4	4
児童数計		2850	908	972	970	2839	969	968	902	2735	968	905	862
クラス数計		81	26	27	28	80	27	27	26	78	27	25	26

【各小学校の児童数（過去3年）】

(各年度5月1日現在)

学校名	項目	R 2年度							R 3年度							R 4年度						
		計	6年	5年	4年	3年	2年	1年	計	6年	5年	4年	3年	2年	1年	計	6年	5年	4年	3年	2年	1年
諸福小	生徒数	747	137	137	136	111	121	105	716	138	136	113	122	107	100	691	135	111	120	107	105	113
	学級数	22	4	4	4	3	4	3	20	4	4	3	3	3	3	19	4	3	3	3	3	3
四条小	生徒数	526	79	86	82	98	100	81	545	90	82	101	101	82	89	531	80	96	99	81	88	87
	学級数	16	2	3	2	3	3	3	18	3	3	3	3	3	3	18	3	3	3	3	3	3
北条小	生徒数	308	59	47	51	47	48	56	294	48	52	46	49	56	43	286	53	47	50	58	43	35
	学級数	12	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	11	2	2	2	2	2	1
灰塚小	生徒数	495	80	79	90	68	83	95	498	77	90	68	83	94	86	487	87	66	79	92	82	81
	学級数	15	2	2	3	2	3	3	15	2	3	2	2	3	3	17	3	2	3	3	3	3
住道北小	生徒数	325	55	64	61	57	49	39	306	64	59	56	49	38	40	290	60	58	51	37	41	43
	学級数	12	2	2	2	2	2	2	11	2	2	2	2	1	2	11	2	2	2	1	2	2
三箇小	生徒数	457	79	69	88	73	72	76	462	68	87	73	74	76	84	449	88	72	73	76	81	59
	学級数	14	2	2	3	2	2	3	14	2	3	2	2	2	3	14	3	2	2	3	2	2
南郷小	生徒数	453	95	71	67	85	72	63	431	71	67	85	73	63	72	433	69	86	73	65	71	69
	学級数	13	3	2	2	2	2	2	13	2	2	3	2	2	2	13	2	3	2	2	2	2
氷野小	生徒数	495	107	95	94	76	62	61	452	95	94	75	64	62	62	414	95	75	65	62	61	56
	学級数	15	3	3	3	2	2	2	14	3	3	2	2	2	2	13	3	2	2	2	2	2
泉小	生徒数	448	78	68	76	82	65	79	446	70	76	83	64	81	72	453	76	82	64	83	72	76
	学級数	14	2	2	2	3	2	3	14	2	2	3	2	3	2	14	2	3	2	3	2	2
住道南小	生徒数	439	72	86	76	75	67	63	434	84	77	76	66	62	69	422	79	75	68	62	67	71
	学級数	12	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2
四条北小	生徒数	439	74	83	65	84	69	64	431	83	66	84	70	66	62	416	65	83	68	65	60	75
	学級数	12	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	2	2
深野小	生徒数	447	84	81	89	57	69	67	424	81	91	59	68	66	59	412	90	58	66	65	58	75
	学級数	14	3	2	3	2	2	2	14	3	3	2	2	2	2	13	3	2	2	2	2	2
生徒数計		5579	1054	1030	1036	970	926	888	5439	1033	1036	975	932	891	878	5284	1037	967	927	890	870	883
クラス数計		183	31	30	32	29	30	31	180	31	33	30	28	28	30	178	33	30	29	29	29	28

(2) これからの児童数・生徒数の推移

- 近年、児童数・生徒数の減少傾向が続いていることを踏まえ、今後の児童数・生徒数を予測するため、現在市内に住所を有する就学前児童数を基として、確かな根拠を持って将来の児童・生徒数の推移をシミュレーションできる設定年度として、令和10年度における児童数・生徒数（学級数）の予測を行った。
- 試算方法としては、今後6年間における各年齢の市内転入数と市外転出数について「増減なし」と仮定し、一定の私学等進学者数を除して算出を行い、令和4年度のデータと比較している。

【令和10年度 児童数・生徒数、学級数の予測】

※網掛けは学校適正規模（小：12学級・300名程度 中：9学級・255名程度）を満たす学校

（令和4年4月2日現在）

学校名	生徒数（上段） クラス数（下段）	増減数	増減率	内訳			
				3年生	2年生	1年生	
				令和4年度年齢（4月2日現在）			
				8歳	7歳	6歳	
諸福中	R10（予）	284	-111	-28%	93	91	99
	R4（実）	395			143	120	132
	R10（予）	9	-2		3	3	3
	R4（実）	11			4	3	4
四条中	R10（予）	233	-9	-4%	73	79	80
	R4（実）	242			94	66	82
	R10（予）	6	-2		2	2	2
	R4（実）	8			3	2	3
北条中	R10（予）	129	-42	-25%	52	42	35
	R4（実）	171			66	59	46
	R10（予）	5	-1		2	2	1
	R4（実）	6			2	2	2
大東中	R10（予）	224	3	1%	79	72	73
	R4（実）	221			76	74	71
	R10（予）	6	0		2	2	2
	R4（実）	6			2	2	2
谷川中	R10（予）	271	-66	-20%	90	91	90
	R4（実）	337			116	123	98
	R10（予）	9	0		3	3	3
	R4（実）	9			3	3	3
南郷中	R10（予）	340	-185	-35%	114	114	112
	R4（実）	525			186	186	153
	R10（予）	9	-5		3	3	3
	R4（実）	14			5	5	4
住道中	R10（予）	407	-27	-6%	138	130	139
	R4（実）	434			144	142	148
	R10（予）	12	0		4	4	4
	R4（実）	12			4	4	4
深野中	R10（予）	370	-40	-10%	123	120	127
	R4（実）	410			143	135	132
	R10（予）	11	-1		4	3	4
	R4（実）	12			4	4	4

中学校40人学級 小学校35人学級とする

学校名	児童数（上段） クラス数（下段）	増減数	増減率	内訳						
				6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	1年生	
				令和4年度年齢（4月2日現在）						
				5歳	4歳	3歳	2歳	1歳	0歳	
諸福小	R10（予）	533	-158	-23%	111	68	91	89	84	90
	R4（実）	691			135	111	120	107	105	113
	R10（予）	18	-1		4	2	3	3	3	3
	R4（実）	19			4	3	3	3	3	3
四条小	R10（予）	478	-53	-10%	81	83	87	82	78	67
	R4（実）	531			80	96	99	81	88	87
	R10（予）	17	-1		3	3	3	3	3	2
	R4（実）	18			3	3	3	3	3	3
北条小	R10（予）	334	48	17%	68	49	54	55	55	53
	R4（実）	286			53	47	50	58	43	35
	R10（予）	12	1		2	2	2	2	2	2
	R4（実）	11			2	2	2	2	2	1
灰塚小	R10（予）	434	-53	-11%	81	77	76	76	58	66
	R4（実）	487			87	66	79	92	82	81
	R10（予）	16	-1		3	3	3	3	2	2
	R4（実）	17			3	2	3	3	3	3
住道北小	R10（予）	238	-52	-18%	46	41	37	43	25	46
	R4（実）	290			60	58	51	37	41	43
	R10（予）	11	0		2	2	2	2	1	2
	R4（実）	11			2	2	2	1	2	2
三箇小	R10（予）	417	-32	-7%	74	64	75	56	62	86
	R4（実）	449			88	72	73	76	81	59
	R10（予）	15	1		3	2	3	2	2	3
	R4（実）	14			3	2	2	3	2	2
南郷小	R10（予）	308	-125	-29%	71	55	50	49	45	38
	R4（実）	433			69	86	73	65	71	69
	R10（予）	13	0		3	2	2	2	2	2
	R4（実）	13			2	3	2	2	2	2
水野小	R10（予）	278	-136	-33%	44	53	51	43	53	34
	R4（実）	414			95	75	65	62	61	56
	R10（予）	11	-2		2	2	2	2	2	1
	R4（実）	13			3	2	2	2	2	2
泉小	R10（予）	469	16	4%	65	76	68	87	93	80
	R4（実）	453			76	82	64	83	72	76
	R10（予）	16	2		2	3	2	3	3	3
	R4（実）	14			2	3	2	3	2	2
住道南小	R10（予）	356	-66	-16%	58	67	70	49	50	62
	R4（実）	422			79	75	68	62	67	71
	R10（予）	12	0		2	2	2	2	2	2
	R4（実）	12			2	2	2	2	2	2
四条北小	R10（予）	390	-26	-6%	80	66	70	63	56	55
	R4（実）	416			65	83	68	65	60	75
	R10（予）	13	1		3	2	2	2	2	2
	R4（実）	12			2	2	2	2	2	2
深野小	R10（予）	465	53	13%	83	83	73	76	76	74
	R4（実）	412			90	58	66	65	58	75
	R10（予）	18	5		3	3	3	3	3	3
	R4（実）	13			3	2	2	2	2	2

第3節 各小学校・中学校の校舎老朽化の状況について

- ・ 本市の小中学校は、昭和40年代から50年代に集中整備され、今後、大規模改造や改築に多額の費用など、施設の適正な維持管理が課題となっていた。
- ・ このため、学校施設の老朽化等の状況を把握し、今後の施設維持管理等に係るコストの縮減・平準化を図るとともに、小中学校に求められる機能の確保を図ることを目的として、令和元年度に『大東市小中学校長寿命化計画』を策定し、市立小中学校20校を対象に、令和3年度から順次長寿命化改修工事を進めていくこととなった。

(1) 学校施設の老朽化の状況

- ・ 学校施設の老朽化の調査については、建築基準法のいわゆる12条点検（平成28年度）及び目視による劣化状況現地調査（令和元年度）に基づき、屋根・屋上、外壁、内部仕上げ、電気設備、機械設備の実態を把握し、部位の全面的な改修年からの経過年数を基本に、各学校施設の老朽化調査を行った。
- ・ 劣化状況については、広域的な劣化がある箇所や雨漏りやひび割れなど、一部ではあるが劣化が著しい箇所もある。
- ・ また、甚大な雨漏りや躯体コンクリートの損傷など、平成30年度の台風21号などの大規模な自然災害によって、劣化が顕在化した箇所も見受けられる。

(2) 学校施設の長寿命化の方針

- ・ 本市においては、必要なメンテナンス等を行いながら、一定の年数が経過した後に長寿命化改修や大規模改造などを行うことにより、構造躯体の耐用年数を踏まえつつ、可能な限り長期間利用することとする。
- ・ また、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や、予算の平準化を実現するため、構造躯体が健全であると判断された場合は、改築より工事費が抑えられ、工期が短く、廃棄物やCO₂の排出量が少ない長寿命化改修で整備を進め、併せて計画的な部位修繕を実施していく。
- ・ なお、改築せざるを得ない建物があった場合には、改築までの期間に応急的な保全を行うなど、当面の安全性・機能性等の確保に努める必要がある。

(3) 学校施設の長寿命化改修工事の実施

- ・ 長寿命化事業は築年数が40年を超えた小中学校を対象とし、その事業は、初年度に実施設計を行い、その後2年の工事期間（校舎の場合）を想定し、計画的に工事を実施していく。なお、体育館は工事期間を1年とする。
- ・ 部位修繕は現地調査の結果、「早急に対処する必要がある」と判定された施設（部位）

を対象とし、概ね令和4年から5年間で当該部位を修繕するとしていた。

- しかし、計画の進捗としては、既に遅延が出ている状況であり、現時点で小中学校20校の長寿命化改修工事が完了するには概ね15年程度必要という見通しとなっており、早期完了に向けて、計画自体の見直しや実施体制の強化が必要と考える。

【学校長寿命化工事計画表】

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
南郷小学校	校舎		実施設計	①優先的な部位修繕+長寿命化						
	体育館						実施設計	④長寿命化		
住道北小学校	校舎		実施設計	①優先的な部位修繕+長寿命化						
	体育館		実施設計	③優先的な長寿命化						
住道南小学校	校舎	実施設計	①優先的な部位修繕+長寿命化							
	体育館					実施設計	④長寿命化			
四条小学校	校舎							実施設計	④長寿命化	
	体育館							実施設計	④長寿命化	
四条北小学校	校舎	実施設計	①優先的な部位修繕+長寿命化							
	体育館		実施設計	③優先的な長寿命化						
深野小学校	校舎							実施設計	④長寿命化	
	体育館							実施設計	④長寿命化	
北条小学校	校舎							実施設計	④長寿命化	
	体育館								実施設計	④長寿命化
水野小学校	校舎			実施設計	②部位修繕+長寿命化					
	体育館						実施設計	④長寿命化		
泉小学校	校舎				実施設計	②部位修繕+長寿命化				
	体育館								実施設計	④長寿命化
諸福小学校	校舎	実施設計	①優先的な部位修繕+長寿命化							
	体育館						実施設計	④長寿命化		
灰塚小学校	校舎				実施設計	②部位修繕+長寿命化				
	体育館								実施設計	④長寿命化
三箇小学校	校舎							実施設計	④長寿命化	
	体育館							実施設計	④長寿命化	
南郷中学校	校舎	実施設計	①優先的な部位修繕+長寿命化							
	体育館									
住道中学校	校舎				実施設計	②部位修繕+長寿命化				
	体育館						実施設計	④長寿命化		
四条中学校	校舎						実施設計	③優先的な長寿命化		
	体育館						実施設計	③優先的な長寿命化		
深野中学校	校舎							実施設計	④長寿命化	
	体育館							実施設計	④長寿命化	
北条中学校	校舎			実施設計	②部位修繕+長寿命化					
	体育館						実施設計	④長寿命化		
谷川中学校	校舎				実施設計	②部位修繕+長寿命化				
	体育館						実施設計	④長寿命化		
諸福中学校	校舎					実施設計	④長寿命化			
	体育館					実施設計	②部位修繕+長寿命化			
大東中学校	校舎	実施設計	①優先的な部位修繕+長寿命化							
	体育館						実施設計	④長寿命化		

第4節 これまで取り組んできた小中一貫教育の状況（成果と課題）について

- ・ 北条中学校区（北条小学校・北条中学校）では、平成29年度から令和元年度の3年間、「小中一貫教育モデル校事業」の指定校区として、小中学校間の連携を深め、校区の特色を生かした取組を推進した。
- ・ まず、小・中学校9年間を通して「めざす子ども像」の設定を行った。
- ・ 北条中校区の子どもたちの現状と課題を見つめ、小中一貫担当者会で原案を作成し、小中一貫教育推進会議で討議を重ね、地域・学校の願いを込めて「自らの将来の姿を描き、意欲を持って学び続ける子どもの育成をめざして～見つめる・つながる・北条っ子～」とした。
- ・ 小・中学校の職員室には、常に意識できるように、このめざす子ども像を大きく掲示している。
- ・ 担当者任せにせず、学校全体で当事者意識をもって取り組む雰囲気づくりを重視した仕掛けであった。
- ・ めざす子ども像を念頭に、年度当初には研究テーマを設定して、年間のゴールを全教職員が見通すことができるようにした。
- ・ 小・中学校それぞれで取組を振り返りながら、イメージを共有するために必要不可欠な行程である。
- ・ 「小中一貫教育モデル校事業」で最も成果があったことは、小・中学校それぞれの教職員が共通した取組に臨んだり、小・中学校それぞれの子どものお話をしたりできるようになったことである。
- ・ 教科別カリキュラム作成や集団づくりパネルディスカッション研修では、小グループでじっくりと小・中学校のちがいや共通点を話し合うことができ、そこから新たなアイデアや気づきが生まれた。
- ・ そして、小・中学校の教職員が繋がることは、子どもたちの安心感にも良い影響を与えた。
- ・ 北条中学校で毎年3学期に実施している学校教育自己診断アンケートの中にある「学校に行くのが楽しい」の項目をみると、「小中一貫教育モデル校事業」が始まる以前の平成29年2月の肯定的評価が80%だったのに対し、平成31年2月では89%に上昇した。
- ・ また、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙にある「自分にはよいところがある」の項目において肯定的回答をした割合について、平成22年の数値を1として変化をグラフ化したところ、小・中学校とも数値の上昇が見られた。自己肯定感・自己有用感を刺激する取組の成果と考えられる。

- ・ 市内には、6年生が複数の中学校へ分かれて進学（分散進学）する小学校が3校（住道北小・深野小・三箇小）ある。
- ・ 分散進学は、小中一貫教育を導入するにあたり、大きな課題の一つであり、校区の再編を視野に検討していかなければならない。

第5節 「義務教育学校」等を検討するにあって取り上げるべき背景について

- ・ 学校施設は、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な学習環境を確保する必要がある。
- ・ このような認識のもとで、北条小学校については、土砂災害警戒区域に立地しているとともに、校舎の一部（東側部分）については平成27年10月28日に土砂災害特別警戒区域に指定されることとなった経過があり、防災上の観点からより高い安全性の確保策を講じていくことが大きな課題となっている。
- ・ これまでの対応として、本市教育委員会は関係部局と連携し、法面の性情を踏まえた法面補強対策を行うなどを行うことによって安全を確保し、土砂災害特別警戒区域の指定解除ができないか、大阪府と協議を行ってきたが、協議は難航している状況である。
- ・ 土砂災害特別警戒区域の区域指定解除を実現するためには、区域指定の基準である「傾斜が30度以上、高さが5メートル以上」に該当する地形に対して、対策工事等により地形改変を行い、区域指定の基準を下回る必要がある。
- ・ しかし、対策工事には莫大な費用がかかることもあり、有効な財源活用の在り方も含めて、引き続き大阪府と協議を進めていく必要がある状況となっている。

【『土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律』の指定】

所在地	北条6丁目
自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	指定日：平成27年10月28日
土砂災害特別警戒区域	指定日：平成27年10月28日

第3章 「義務教育学校」等を検討するにあたっての 大東市の基本的な考え方について

- ・ 小中一貫教育の目的である、「義務教育9年間を見通しためざす子ども像の共有」や「子どもの育ちの連続性」については、前述した北条中学校区での小中一貫教育モデル校事業における成果にあるように、小・中学校間の教職員どうしのつながりの強化や、アンケート調査を通した子どもたちの安心感や自己肯定感の高まりに表れている。
- ・ 子どもたちを取り巻くめまぐるしい環境の変化や社会状況、学校が抱える課題の多様化・複雑化に対する対応については、本市においても大きな課題であり、小・中学生がともに活動する機会の充実により教育活動の連続性をさらに高めていくためにも、小中連携教育から小中一貫教育と深化してきた本市の取組みを一層推進していくことが必要である。
- ・ 前述のとおり、とりわけ、北条中学校区においては、平成29年度から令和元年度の3年間、「小中一貫教育モデル校事業」実施した成果として、小・中学校の教職員による共通した取組みを実施することができ、児童・生徒の「学校に行くのが楽しい」、「自分にはよいところがある」の肯定的評価が上昇する等、アンケート調査を通した子どもたちの安心感や自己肯定感の高まりに表れている。
- ・ また、令和2年度より順次各校区においても、「めざす子ども像」の設定を行い、小中学校間の連携を深め、各校区の特色を活かした取組みが、展開されている。
- ・ さらに、学校運営協議会の活動が本格化することで、地域との関係性が深まるものと期待される。
- ・ 一方、児童数・生徒数は、小学校児童数は、令和4年で5,284名から令和10年には、推定で584名減少し、4,700名に、中学校生徒数は、令和4年で2,735名から、令和10年には、推定で477名減少し、2,258名になる見込みである。
- ・ 児童数・生徒数の減少により、クラス数についても、令和4年度は、12クラス未満の小学校が、北条小学校と住道北小学校、中学校において9クラス未満の中学校が、北条中学校、四条中学校、大東中学校の3校となっており、また、校舎などの老朽化等も本市の課題であり『大東市小中学校長寿命化計画』を策定し、令和3年度から全小・中学校を対象に順次改修工事を実施していく予定である。
- ・ そして、なによりも、「土砂災害警戒区域」に位置している北条小学校は、防災上の観点からより高い安全性の確保策を講じるべきであるため、学校の再編・移転等を進める必要がある。
- ・ これまでの連携実績、通学区域の設定、立地の緊急性等を踏まえ、まずは「北条小学校」・「北条中学校」を対象に、「(仮称)北条義務教育学校」・「(仮称)北条小・中一貫校」の設置に向けた検討を開始し、次章では、小・中一貫教育の強化を前提に、「義務教育学校」創設のシミュレーションを行うものとする。
- ・ なお、その際には、学習環境の向上をはじめ、地域の振興策にも資するような学校施設・機能の複合化の可能性について、市長部局と教育委員会の連携により、併せて検討を行うものとする。

第4章 （仮称）「北条義務教育学校」の概括シミュレーションについて

第1節 （仮称）北条義務教育学校の児童数・生徒数について

- ・（仮称）北条義務教育学校の児童数・生徒数については、令和10年度当初の児童・生徒数として設定する。
- ・現在の北条小学校区及び北条中学校区において、住民基本台帳に登載されている児童のデータを基に予測を行っている。
- ・試算方法としては、今後6年間における各年齢の市内転入数と市外転出数について「増減なし」と仮定し、一定の私学等進学者数を除して算出を行った。

【令和10年度 （仮称）北条義務教育学校等の児童数・生徒数】

北条義務教育学校区	9年	8年	7年	計	6年	5年	4年	3年	2年	1年	計	総計
北条1丁目	15	15	5	35	17	7	14	16	13	14	81	116
北条2丁目	10	6	3	19	10	8	5	8	11	10	52	71
北条3丁目	3	6	8	17	11	6	8	6	4	8	43	60
北条4丁目	12	4	8	24	7	6	3	4	6	5	31	55
北条5丁目	10	3	6	19	7	5	6	7	3	4	32	51
北条6丁目	3	7	6	16	8	7	13	6	11	2	47	63
北条7丁目	7	4	3	14	6	6	2	5	3	2	24	38
錦町	1	4	2	7	4	5	5	5	6	10	35	42
学園町	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	2
大字北条	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	61	49	41	151	71	51	56	57	57	55	347	498
計（私学等進学者除く）	52	42	35	129	68	49	54	55	55	53	332	461
クラス数	2	2	1	5	2	2	2	2	2	2	12	17

※ 1クラス（前期6年過程は35人、後期3年過程は40人）

第2節 (仮称) 北条義務教育学校の教育公務員等の数について

- 令和4年時点では、北条小学校が18学級（うち支援学級数7）、北条中学校が9学級（うち支援学級数3）である。上記の表から換算すると、公立公務員等の数は、43名となる。
- ここで義務教育学校は、校長が1名となることから、もう1名は副校長となる。
- しかしながら、大阪府として副校長という職はないことから、大阪府の職階では教頭と同様となる。（他市では校長名簿登載者を配置しているケースが多い。）
- したがって、義務教育学校の管理職は、校長1名、副校長1名、教頭2名の計4名となる。
- また、養護教諭、事務職員については、それぞれに1名ずつ配置されることから施設一体型であれば、同施設に2名ずつ配置されることとなる。
- 以上のことから、義務教育学校ができた場合も教育公務員等の数については校長が1名となるという点以外大きな変更はない。

【令和4年度公立小・中・義務教育学校教職員定数の配分方針について】

義務教育学校前期課程					義務教育学校後期課程				
学級数	校長・教員	養護教諭	事務職員	計	学級数	校長・教員	養護教諭	事務職員	計
1	4	1	1	6	1	5	1	1	7
2	5	1	1	7	2	7	1	1	9
3	6	1	1	8	3	9	1	1	11
4	7	1	1	9	4	10	1	1	12
5	8	1	1	10	5	11	1	1	13
6	9	1	1	11	6	13	1	1	15
7	10	1	1	12	7	14	1	1	16
8	11	1	1	13	8	15	1	1	17
9	12	1	1	14	9	17	1	1	19
10	13	1	1	15	10	18	1	1	20
11	14	1	1	16	11	19	1	1	21
12	15	1	1	17	12	21	1	1	23
13	17	1	1	19	13	22	1	1	24
14	18	1	1	20	14	23	1	1	25
15	19	1	1	21	15	25	1	1	27
16	20	1	1	22					
17	21	1	1	23					
18	22	1	1	24					
19	23	1	1	25					
20	24	1	1	26					

※別表は60学級までの数値が示されている。この表には、前期課程が学級数20まで後期課程が学級数15まで記載。

第3節 （仮称）北条義務教育学校の場所と施設規模等について

（1）（仮称）北条義務教育学校の場所

- ・ （仮称）北条義務教育学校の設置場所については、北条中学校の敷地及び既設学校施設を活用し、施設一体型の学校施設を整備することを前提に検討する。
- ・ しかし、現在の北条中学校の敷地面積だけでは十分な面積を確保することが出来ないと考えられるため、隣接する都市公園「北条公園」用地等の一部編入を想定し、検討するものとする。

（2）（仮称）北条義務教育学校の施設規模

- ・ 北条中学校敷地及び北条公園用地の一部を活用し、北条小学校の機能を移転し、施設一体型の義務教育学校を設置すると仮定して考察する。
- ・ 小学生が学ぶ前期課程と中学生が学ぶ後期課程を同じ施設・敷地内で、小中一貫校化を図るが、現在の北条中学校施設は老朽化が進んでいるため、長寿命化改修工事が必要であり、かつ学校施設として小学生がそのまま使用できる教育環境ではないため、小学校機能を有する校舎を増築する必要がある。
- ・ 義務教育学校の施設規模については、施設一体型の義務教育学校における他市の先行事例からは、児童・生徒の体格差や学年単位での空間構成や動線確保、授業時間や特別授業の違い等により、円滑な教育活動上、校舎のゾーニングが有効とされていることから、中学校舎と小学校舎と別棟とし、特別教室や多目的室等を共同利用するケースが多くみられる。
- ・ このため、増築校舎については、現在の北条小学校の校舎面積6,545㎡ではなく、現在の北条小学校のクラス数に応じた必要面積4,889㎡に、交流スペースとして2教室分（約120㎡）を加えた5,000㎡を増築校舎の延床面積と設定するものとする。
- ・ 小学校舎の延床面積は約1,500㎡減少することになるが、中学校の余裕面積等について共同利用化、効率的利用化を図ることで対応できるものとする。

【北条小学校】

建築年度	昭和47年度（一部 昭和48年度） ※大規模改修年度 平成22年度
校地面積	17,476㎡ （うち運動場5,219㎡）
校舎面積	6,545㎡（必要面積4,889㎡）
屋内運動場	851㎡（必要面積1,215㎡）
保有教室数	35教室 （普通13、特別支援4、少人数4、資料室2、家庭科室1、図書室1、理科室1、音楽室1、図工室1、コンピュータ室1、ふれ愛1、PTA会議室1、プレイ1、児童会室1、集会室1、大会議室1）

【北条中学校】

建築年度	昭和52年度（一部 昭和54年度、56年度） ※大規模改修年度 平成18年度（一部 平成24年度：トイレ）
校地面積	18,546㎡ （うち運動場9,817㎡、里道132㎡）
校舎面積	5,776㎡（必要面積3,517㎡）
屋内運動場	1,020㎡（必要面積1,138㎡）
保有教室数	33教室 （普通6、特別支援2、学年室6、技術2、家庭科室2、美術室2、理科室2、少人数2、図書室1、音楽室1、コンピュータ室1、集会室1、相談室1、多目的室1、生徒会室1、会議室1、PTA会議室1）

(3) (仮称) 北条義務教育学校の付属機能の可能性について

- ・ (仮称) 北条義務教育学校の場所と施設規模については上述のとおりであるが、併せて、学校施設の付属機能の可能性についても、検討を行うものとする。
- ・ 複合化の効果は、児童・生徒や地域住民の多様な学習環境の創出が可能になることが考えられる。
- ・ また、学校を単体で整備するよりも、他の教育機関や公共施設等を複合することにより、整備費用の削減や支出の平準化を図ることができる可能性がある。
- ・ 一方で、付属機能の可能性を検討するにあたっては、本市のまちづくりの観点と深くかかわることから、市長部局と教育委員会が連携し、地域の公共施設の整備計画や運営の手法についても検討することが必須となる。
- ・ なお、児童・生徒が安心して、学校生活を送れる環境を整えることは大前提であり、安全確保のための対応は言うまでもない。
- ・ 「どのような学校機能を期待するのか」を議論するにあたっては、学校・教育委員会・保護者・地域の協働のもと、子どもたちにとって安全・安心な学校生活が保障され、豊かな成長を支える環境づくりを基本に据えた上で、地域ニーズを汲み取って行くことが大切である。

第4節 (仮称) 北条義務教育学校の概算整備費用について

- ・ (仮称) 北条義務教育学校の整備費用について、施設一体型義務教育学校のハード整備費の概算を見積もるためシミュレーションを実施する。
- ・ ただし、この試算は仮の超概算による試算であり、本格実施となった場合の事業費算出には詳細かつ綿密な関係者の合意形成による学校施設整備計画の策定が必要となるため、あくまでも参考資料として位置付けるものとする。
- ・ なお、建物整備費に係る積算について、対象とする工事費は、建築費、設計費のみとし、その他の経費(工事監理費、環境改善費、土地造成費等その他の必要事業費)は見えていない。
- ・ また、交付税措置等は考慮していない。

(1) 校舎増築にかかる概算事業費

① 校舎増築(小学校舎)の延床面積の考え方と建築費等の試算【歳出の試算】

- ・ 施設一体型の義務教育学校(小中一貫校)における他市の先行事例では、児童・生徒の体格差や学年単位での空間構成や動線確保、授業時間や特別授業の違い等により、円滑な教育活動上、校舎のゾーニングが有効とされていることから、中学校舎と小学校舎と別棟とし、特別教室や多目的室等を共同利用するケースが多くみられる。
- ・ このため、校舎増築については、現在の北条小学校の保有面積6,545㎡ではなく、現在の北条小学校のクラス数に応じた必要面積4,889㎡に、交流スペースとして2教室分(約120㎡)を加えた約5,000㎡を校舎増築の延床面積と設定するものとする。
- ・ 小学校舎の延床面積は約1,500㎡減少することとなるが、中学校の余裕面積等について共同利用化、効率的利用化を図ることで対応できるものとする。

【校舎増築(小学校舎)の建築費等の試算】

校舎 建築単価	330千円/㎡ (総務省推奨、多くの自治体が採用している単価)
増築 校舎面積	5,000㎡
建築費	330千円×5,000㎡×1.1 = <u>1,815,000千円</u>
設計費	<u>181,500千円</u> (建築費の10%)

② 校舎増築（小学校舎）の補助金の試算〔歳入の試算〕

- ・ 施設一体型義務教育学校の補助金については、従来の文科省補助金が適用され、「公立小・中学校の施設費の国庫負担等」の考え方にに基づき、国庫負担金が措置される。
- ・ 現行、義務教育学校に特化した補助金はなく、「公立学校施設整備費補助金」、「学校施設環境改善交付金」の該当メニューを充てることとなるが、義務教育学校の場合は、統廃合を伴うので、「公立学校施設整備費補助金」（補助率：対象経費の2分の1）が該当する。

【校舎増築（小学校舎）の資格面積】

- ・ 文部科学省が定める「義務教育学校設置基準」、「公立学校施設等総括表」に基づき算定する。
- ・ 校舎における不足面積等の算定にあつては、文部科学省の国庫補助事業の負担額算定式に当てはめることとなるが、校舎の不足等を理由に新設又は増築する場合等、その経費対象となる面積の算出は、「i) 必要面積」から「ii) 保有面積」を差し引いた「i) - ii) 資格面積」となる。

	保有面積 (㎡)	必要面積 (㎡)	資格面積 (㎡)
北条小学校	6, 545	4, 889	△1, 656
北条中学校	5, 776	3, 517	△2, 259
合計	12, 321	8, 406	△3, 915

- ・ 施設一体型義務教育学校化した際の国庫補助対象となる校舎面積は、
義務教育学校必要面積 — 北条中学校保有面積 = 義務教育学校資格面積
8, 406 ㎡ — 5, 776 ㎡ = 2, 630 ㎡

【校舎増築（小学校舎）の建築費等にかかる国庫補助の試算】

国の 建築単価	210.6千円/㎡ (令和3年度:文部科学省が示す建築単価(改築))
資格面積	2,630㎡
国庫 補助額	(210.6千円×2,630+553千円(事務費)) ×1/2 = <u>277,216千円</u>

(参考) 北条小学校で予定している長寿命化工事が不要になる費用について

- ・ 北条小学校の長寿命化工事が不要となった場合の不要となる概算費用については、「校舎1,109,988千円、体育館168,498千円」程度と見込んでおり、これらの費用は小学校部校舎増築の費用に置き換わることになる。

(2) 小学校部体育館の整備にかかる概算事業費

① 小学校部体育館の建築費等の試算〔歳出の試算〕

- ・ 文部科学省が定める「義務教育学校設置基準」では、屋内運動場の整備について、小学校基準により計算した面積と中学校基準により計算した面積を合計する必要があることから、小学校部体育館の整備が必要となる。
- ・ 北条小学校のクラス数に応じた体育館の面積は1, 215㎡と規定されており、必要面積を1, 215㎡と設定する。

【小学校部体育館の建築費等の試算】

体育館 建築単価	330千円/㎡ (総務省推奨、多くの自治体が採用している単価)
体育館 面積	1, 215㎡
建築費	330千円×1, 215㎡×1.1 = <u>441, 045千円</u>
設計費	<u>44, 105千円</u> (建築費の10%)

② 小学校部体育館の整備補助金の試算〔歳入の試算〕

- ・ 義務教育学校の場合は、校舎建築（小学校舎）同様、統廃合を伴うので、「公立学校施設整備費補助金」（補助率：対象経費の2分の1）が該当する。

【小学校部体育館の整備にかかる国庫補助の試算】

国の 建築単価	257.4千円/㎡ (令和4年度:文部科学省が示す建築単価(屋内運動場))
資格面積	1, 215㎡
国庫 補助額	(257.4千円×1, 215 + 3, 120千円(事務費)) × 1/2 = <u>157, 931千円</u>

(3) 給食室の整備にかかる概算事業費

① 給食室の建築費等の試算〔歳出の試算〕

- ・ 北条小学校と北条中学校の児童・生徒の予測数に、教職員を加えた現在の人数（児童数・生徒数461名、教職員数60～70名、最大531名）に、若干の余裕を鑑み必要な給食数の想定を600食に設定する。
- ・ また、「学校給食設備基準」が求めるドライシステムに対応した必要面積について、直近の事例等より350㎡に設定する。
- ・ また、建築費は、コンサルタント調査による近隣自治体事例から、建築単価を664千円/㎡に設定する。
- ・ なお、設備調達費は、コンサルタント調査による民間見積額等に、計画食数に考慮して、5,826千円（税込）に設定する。

【給食室の建築費等の試算】

給食室 建築単価	664千円/㎡
給食室 面積	350㎡
建築費＋ 設備調達費	664千円×350×1.1＋5,826千円 ＝ <u>261,466千円</u>
設計費	<u>25,564千円</u> （建築費の10%）

② 給食室の整備補助金の試算〔歳入の試算〕

- ・ 学校給食施設の補助金については、学校施設環境改善交付金の「学校給食施設整備事業」を充当することを想定し、算定式に当てはめ、計算する。

【給食室の整備にかかる国庫補助の試算】

国の 建築単価	271.2千円/㎡
基準面積	266㎡
附帯施設の 基準額	8,400千円
国庫 補助額	(271.2千円×266＋8,400千円)×1/2 ＋400千円(事務費)＝ <u>40,667千円</u>

(4) 北条中学校の校舎・体育館の長寿命化改良工事にかかる概算事業費

① 北条中学校の校舎・体育館の長寿命化改良工事費等の試算〔歳出の試算〕

- 北条中学校の校舎等の工事費等は、『大東市小中学校長寿命化計画』策定時に積算した概算事業費を活用して算定する。

【北条中学校の校舎・体育館の長寿命化改良工事費等の試算】

校舎部位 改修工事費	<u>276,903千円</u> (330千円(改築単価)×15%×対象面積)
校舎長寿命化 改修工事費	<u>1,107,612千円</u> (330千円(改築単価)×60%×対象面積)
体育館長寿命 化改修工事費	<u>201,960千円</u> (330千円(改築単価)×60%×対象面積)
設計費	<u>130,957千円</u> (工事費の10%)

② 北条中学校の校舎・体育館の長寿命化改良工事にかかる国庫補助の試算

〔歳入の試算〕

- 北条中学校の校舎については、『大東市小中学校長寿命化計画』により全面改修予定であり、その補助金については、「長寿命化改良事業」を充てることを想定する。
- なお、「長寿命化改良事業」については、大規模改造事業より地方財政措置の割合が高く、実質的な地方負担割合が低いとされている。
- 算定式は「配分基礎単価(上限)改築単価×60%」により算定されるが、「学校環境改善交付金」の交付率については、改築単価が低く設定されていることから、実際の交付率は、3分の1より更に低くなる見込である。
- これまでの実績を踏まえ、当該交付金の歳入については交付率21%で積算する。

【北条中学校の校舎・体育館の長寿命化改良工事にかかる国庫補助の試算】

校舎の 交付金	1,384,515千円×21%= <u>290,748千円</u>
体育館の 交付金	201,960千円×21%= <u>42,412千円</u>

第5節 （仮称）北条義務教育学校における新しい教育課程の導入可能性について

（1）学年の区分と教育課程の可能性

- ・ 学年区分については、いわゆる「6－3」でなく、「4－3－2」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することができる。
- ・ また、相互に教科書の配付も可能となる。
- ・ しかしながら、進度が大きく変わると、市内他校との好事例の共有（共感）が難しくなり、市内人事異動の点からも危惧される。
- ・ なお、新しい教育課程としては、「総合的な学習の時間」と「生活科」の一部を統合し、新課程「（仮称）ほうじょう未来科」を創設すること等が考えられる。
- ・ とりわけ、「特別活動」は、弾力的に活用可能になる。

（2）特色ある取組み

- ・ 特色ある取組みとしては、様々な学校行事などを通じて行う異年齢交流、体系的な人権教育、地域学習に関する取組み、情報活用能力の育成に関する取組み等が考えられる。
- ・ 例えば、前述の「（仮称）ほうじょう未来科」において、これらの取組みを実施するなど、これまでの取組みを大切に継承するとともに、異年齢交流を取り入れる時間を設け、人と人とのつながりを大切にした教育活動を実践する等が考えられる。

（3）教員の指導体制

- ・ 後期課程の教員が、前期課程の「英語科」の授業へ乗り入れすることが考えられる。
- ・ とりわけ、小学校高学年における教科担任制（専科・担任間の授業交換・TT等）の導入が考えられる。

【(仮称) 北条義務教育学校の特別の教育課程の編成 (例)】

① 特別の教育課程の概要

- ・ 北条義務教育学校で実施する「(仮称) ほうじょう未来科」では、人権学習を基盤とした地域に根差した取組みや情報活用学習等を通して、自らの生き方を構築していくうえでの資質と能力を総合的に育成する。
- ・ また、積極的に異年齢交流を取り入れながら、人と人とのつながりを大切にしたい教育活動を実践する。

② 授業時数 ((仮称) ほうじょう未来科及び特別活動)

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
ほうじょう未来科	68	70	70	70	70	70	68	70	70
生活科	34	35							
特別活動※弾力的活用可	34	35	35	35	35	35	17	35	35
時数	136	140	105	105	105	105	85	105	105

③ その他

- ・ 「(仮称) ほうじょう未来科」は、本市教育委員会が適宜、教育課程の調査、確認を実施する。
- ・ 1年・2年の「(仮称) ほうじょう未来科」と「生活科」の指導要録の評価は、総合評価として生活科の観点別評価で行う。
- ・ 3年～9年の「(仮称) ほうじょう未来科」の指導要録の評価は、「総合的学習の時間」の欄に記述する。
- ・ 特別活動の時間の弾力的活用は可能とし、とりわけ7年について「(仮称) ほうじょう未来科」の学習計画立案について、柔軟に計画するものとする。
- ・ 「(仮称) ほうじょう未来科」各70(68)時間のうち35時間は、曜日と時間を固定して実施する。

第6節 (仮称) 北条義務教育学校の創設にあたっての重要な課題について

(1) 施設一体型義務教育学校に必要な敷地面積

- 施設一体型の義務教育学校の設置を検討するにあたっては、文部科学省が定める「義務教育学校設置基準」を満たすだけでなく、各学校において培われてきた教育活動の質・内容を損なうことなく、小中一貫教育の実施に対応した施設環境を確保することが重要である。
- 平成27年度に文部科学省が策定した「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」では、「小中一貫教育の実施に適した安全性の確保」が不可欠であり、運動場の考え方として「低学年児童が安心して運動や遊びが出来るように部活動が行われる運動場とは別に、低学年専用の運動場や広場等を計画することが重要」としている。
- また、現在の中学校敷地内に小学校部校舎及び体育館を増築するとなれば、その分有効面積が減少することとなるため、小中一貫した教育課程に対応する施設環境に必要な敷地面積は確実に不足することが考えられ、不足面積について隣接する北条公園用地の編入等による必要な敷地面積の確保が必要となる。

(2) 必要な敷地面積に係る不足面積の考察

【市立小中学校 屋外運動場面積（抜粋）】

	運動場面積	R10 年度予想人数	面積／人	R10 クラス数
北条小	5,219 m ²	334 人	15.6 m ²	12
北条中	9,817 m ²	129 人	76.1 m ²	5
(参考) 諸福小	5,041 m ²	533 人	9.5 m ²	18
氷野小	12,165 m ²	278 人	43.8 m ²	11
南郷中	6,880 m ²	340 人	20.2 m ²	9
住道中	9,365 m ²	407 人	23.0 m ²	12
大東中	11,415 m ²	224 人	51.0 m ²	6

- 上の表は、令和10年度における児童・生徒予想人数と市立小中学校の屋外運動場の面積比較である。
- 各小中学校の在籍児童数・生徒数と運動場面積との関係について、一人当たりの面積を換算すると、相当な開きがある状況となっている。
- 北条中学校の一人当たりの運動場面積が一番多い状況となっているが、前期課程部の独立した運動場スペース、増築校舎の用地、体育館の建設用地を確保する必要性があることを鑑みると、後期課程部の生徒が使用する屋外運動場の面積は、減少せざるを得ないと考えらる。

- ・ 義務教育学校の設置に必要な敷地面積について、現時点で一定の根拠をもってシミュレーションすることは困難であるが、現北条中学校敷地のみでは不足することは明らかであるため、「現北条小学校の運動場面積5,200㎡」の相当面積を編入すると想定するとともに、「現北条中学校の運動場等の一部分を新しい小学校部の校舎及び体育館（敷地面積：2,500～3,000㎡程度）の建設場所」として想定する。
- ・ なお、附属機能の内容によっては、さらに追加の敷地面積が必要となる。

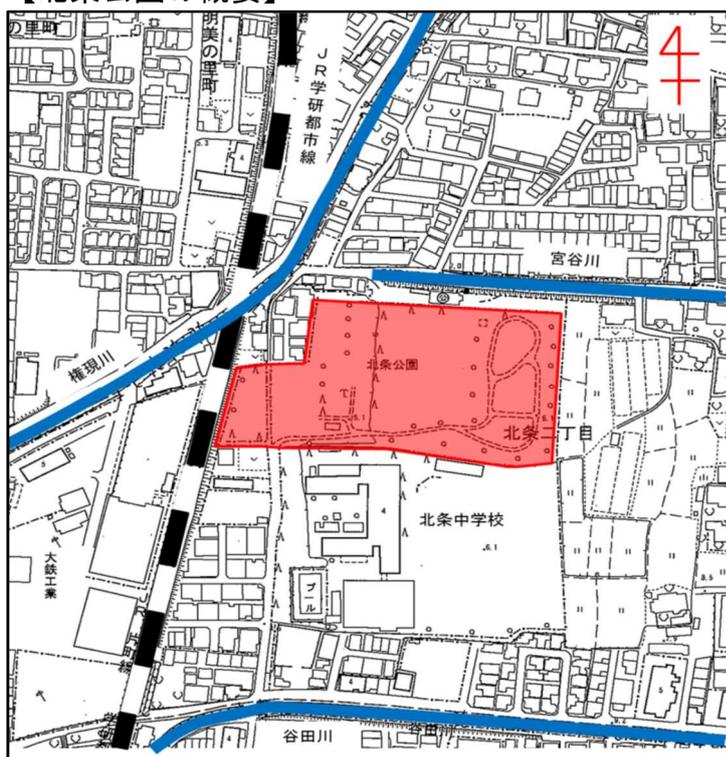
【北条中・北条小の敷地面積と義務教育学校の想定敷地面積】

現行北条中学校 18,546 ㎡			現行北条小学校 17,476 ㎡		
校舎・体育館 約 2,500 ～3,000 ㎡ (校舎面積: 5,776 ㎡)	運動場 9,817 ㎡	その他 約 6,000 ㎡	校舎・体育館 約 2,500 ～3,000 ㎡ (校舎面積: 6,545 ㎡)	運動場 5,219 ㎡	その他 約 9,500 ㎡



(仮称)北条義務教育学校 約 23,700 ㎡				(+ α ㎡)
校舎・体育館 約 5,000～6,000 ㎡ (校舎面積: 5,776+約 5,000 ㎡)	中学部 運動場 6,817～7,317 ㎡	その他 約 6,000 ㎡	小学部 運動場 約 5,200 ㎡	複合化の 要素によっては さらに敷地が 必要

【北条公園の概要】



名称：北条公園
 所在地：大東市北条2-19
 トイレ：あり
 防災：一時避難地、防火水槽
 面積：1.57ヘクタール

(3) 都市公園「北条公園」の面積を縮小させる場合の課題

- ・ 都市公園「北条公園」については、北条地域の住民から長年親しまれてきた都市公園であり、公園面積も1.57ヘクタールあることから比較的広い面積を有する公園である。
- ・ 北条中学校の北側に隣接し、これまでも地域の行事や様々なイベントだけでなく、地域住民の日々の憩いの場として、親しまれてきた。
- ・ (仮称)北条義務教育学校の概括シミュレーションにおいては、この北条公園の公園面積1.57ヘクタールの約3分の1に当たる「5,200㎡」を編入することを想定したものである。(複合化の要素は除く。)
- ・ しかし、本市の「第1期北条まちづくり事業」において都市公園「鎌池公園」の再整備を検討する過程において、都市公園の面積を減少させることについて、大阪府の所管部局と協議を行ったところ、都市公園の面積を減少させることはハードルが非常に高く、近隣地に減少面積分の代替地を確保する必要性があることが判明した経過がある。
- ・ このため、今回の(仮称)北条義務教育学校の用地として、北条公園用地を編入させるとなった場合は、近隣地に同等面積の都市公園代替地を確保する必要があると考えられる。

(4) 北条公園用地の編入パターンの課題

- 北条公園の用地についてどのように切り出して編入させるのが望ましいかについては、関係者間の合意形成を得て決定すべき非常に重要な課題であり、ここでは、編入パターンの是非は論じず、航空写真を活用して、あくまでもイメージ図による例示を行うこととする。(複合化の要素は除く。)

【北条中学校及び北条公園の全体図】



【編入パターン① 北条公園と北条中学校運動場が隣する間口で編入させる】



※北条公園が L 字型の形となるため、公園全体の再構築が必要となるが、学校レイアウトは容易と考えられる。

【編入パターン② 北条公園の東側 3分の1 を編入させる】



※北条公園の形は長方形を維持できるが、学校レイアウトに創意工夫が必要と考えられる。

(5) (仮称)北条義務教育学校の校区と通学(区)域

- ・ (仮称)北条義務教育学校における校区と通学区域については、指定校区制度を採用することを前提としながらも、小中一貫教育の今後の展開を見据え、区域外からの就学についても弾力的な運用を図る方向で検討することが望ましいと考え、義務教育学校における通学区域を巡る状況を踏まえ、その検討を進めるものとする。
- ・ (仮称)北条義務教育学校については、本市でこれまで取り組んできた小中一貫教育の蓄積と成果を踏まえ、小中一貫教育校として特色のある教育活動の実践が期待されることである。
- ・ 全国で先行する義務教育学校においても、外国語活動、ICT教育の重点化、学校や地域の実態に応じた学校独自の取り組みなど、特色ある教育課程づくりが展開されており、通学区域制度についても、「通学区特認校制」を導入している事例も見られる状況である。
- ・ 「通学区特認校制」とは、従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認める制度であり、この制度を導入することにより、希望する子どもや保護者に特色ある教育を受ける機会を提供し、学校の選択の幅を広げることが可能となる。
- ・ 例えば、(仮称)北条義務教育学校においても、「通学区特認校制」を導入することにより、一定の条件に当てはまる場合は、受け入れが可能な範囲において、指定校区を越え、市内どこからでも通える「小中一貫教育特認校」とすることなどについて検討を進めることが考えられる。

参考「義務教育学校」等の検討のすすめ方(今後のスケジュール)について

<p>STEP1 (検討創設期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 教育委員会事務局にて、 <u>「義務教育学校等の設置に関する検討報告書」</u>の作成。 ➤ 報告書について、関係部局と調整。 ➤ 「総合教育会議」にて審議。
<p>STEP2-1 (検討拡充期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外部検討組織等により、報告書をたたき案として、検討開始。 【(必要に応じて)教育委員会規則等の制定・改正】 ➤ 保護者、児童・生徒等に対するアンケートを実施。 ➤ (必要に応じて)、地域説明会を実施。 ➤ <u>「(仮称)義務教育学校等の設置に関する基本構想」</u>の策定。 ➤ 「総合教育会議」にて審議。
<p>STEP2-2 (検討拡充期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>「(仮称)北条義務教育学校等の施設整備方針」</u>の策定。 ➤ 「(仮称)北条義務教育学校」等の名称を仮決定。 ➤ 北条中・北条小の一貫教育の拡充。 ➤ 外部検討組織等及び「総合教育会議」にて審議。 ➤ (必要に応じて)、地域説明会を実施。
<p>STEP3 (実施導入期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>「大東市立小・中学校設置条例」</u>の改正。【市議会の議決要】 ➤ 施設整備の<u>実施設計の予算化</u>。【市議会の議決要】 ➤ 施設整備の<u>工事の予算化</u>。【市議会の議決要】 ➤ 「大東市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」等の改正。【教育委員会の議決要】 ➤ 北条中・北条小の一貫教育の拡充。 ➤ (必要に応じて)、地域説明会を実施。
<p>STEP4 (実行期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「(仮称)北条義務教育学校」等のスタート。